

2007年11月15日

鳥取市長 竹内功 様

日本共産党東・中部地区委員会  
委員長岩永尚之

日本共産党鳥取市議会議員団  
団長村口英子

1

## 2008年度予算編成についての申し入れ

餓死、孤独死、ワーキングプア、ネットカフェ難民……。自民・公明の連立政権が加速させた「構造改革」＝弱者切り捨て政治の深刻さが、このような言葉の氾濫を招いています。

「がんばれば報われる」「いま、痛みを耐えることが明日につながる」などのまことしやかな掛け声の裏で進行したのは、貧困と生活困難、社会格差のいっそうの拡がりです。

政府は、医療・介護・年金・生活保護など、あらゆる分野で貧困に追い討ちをかける切り捨て政治をすすめ、さらに75才以上の高齢者を後期高齢者として、他の世代から切り離し過酷な保険料徴収の負担増、医療切り捨てを押し付けようとする情け容赦のない姿をあらわしています。

こうした国の生存権を剥奪する政治から、地方自治と住民を守る防波堤としての役割を今こそ鮮明にすべきです。

この立場で、以下項目を来年度予算に生かしていただくよう申し入れます。

### I.市民の暮らしと福祉の充実

1. 負担感の強まっている市民生活に配慮し、下水道料金・人間ドックなど各種使用料、手数料など公共料金の引き上げはおこなわないこと。
2. 消費税の増税中止と食料品への非課税を国に求め、水道料金への転嫁はやめること。

・増税、負担増から市民の暮らしを守ること。増税分を高齢者、低所得者、障害者の負担軽減策に振り向けること。国に増税の中止を求めること。

3. 介護保険の負担に対する市の軽減措置を拡充すること。

4. 国保料の引き上げをおこなわないこと。国保料の滞納者への制裁措置をやめ、短期保険証を本来の保険証に戻すこと。

5. 保険料の大幅な引き上げと医療費の2割負担となる後期高齢者医療制度の実施の中止と制度の撤回を国にもとめること。

6. 一般世帯と著しい格差の解消と生存権の保障のために、国に生活保護費の引き上げ、夏期手当の新設、老齢加算の復活、母子加算の削減中止と復活を求めること。

1)当面、独自の措置として、夏期手当、年末手当は一人 5,000 円に増額すること。

2)申請書を窓口置くこと。

3)生活保護の辞退届は、基準オーバーによる廃止時に提出をもとめないこと。提出は、真に本人の辞退による場合に限ること。

4)相談活動の充実と地域の医療・福祉関係者との連携強化のために、社会福祉士の国家資格をもつ専門職員を複数配置をすること。

5)先進自治体に学び、多重債務相談・援助の体制をつくり、生活再建を支援すること。

7. 障害者自立支援法の応益負担の中止を国にもとめること。また、負担増に対し障害者と家族を財政支援すること。

1)じん臓疾患等難病患者助成金事業は、医療・福祉の命綱であり、継続すること。

2)障害者の医療費助成制度は、従来制度に復活させること。

8. 子育て世代の不安定雇用による格差の拡大や増税による負担増がますます大きくなるなか、次世代育成行動計画と整合性を持たせながら、安心して子育てができる環境づくりと少子化対策を強めていくこと。

1) 現行の保育料引き下げ措置は 08 年度以降も引き続きおこなうこと。

2) 保育園運営は、経済優先の規制緩和による保育環境の低下につながらないように、福祉政策として行政が責任をもっておこなうこと。

3) 私立幼稚園就園奨励費の対象を国基準まで引き上げること。

4) 一時保育、延長保育、休日保育などの特別保育の充実を全市的に図ること。

5) 学童保育の運営は行政が責任をもつこと。大規模なクラブに対しては早急に専用施設をつくり、児童数の適正化を図ること。また、未設置校での開設に向けての取組みを強め、

対象年齢の拡大や保育時間の延長などに対しても、市として援助すること。

6) 乳幼児医療費助成制度は対象年齢を拡大し、窓口負担を完全無料化とすること。

また、入院は小学生の入院費の一部を助成する制度を新設すること。

7) 認定こども園は、現状の保育環境の低下を招き、保育料の負担能力で子どもたちの受ける保育に格差が生まれるなどの問題点があり、導入は慎重を期すこと。

・就学前教育をすべての子どもに保障できる環境を整備すること。

また、保育料は所得の実態に応じたものにする。

9. 乳がん検診は、毎年実施すること。また、妊婦健康診査は、受診回数を増やすこと。

## Ⅱ. 教育の充実と施設整備の改善

1. 小・中学校の全学年で 30 人以下学級をすすめること。

2. 改正教育基本法の具体化にあたっては、学校現場に混乱をきたさないよう、憲法にもとづき教育行政を推進すること。

3. 学校給食は、法の趣旨を十分にふまえ、民間委託を行わないこと。

4. 就学援助は補助項目の拡大と給食費の全額補助をおこなうこと。

5. 高校生など関係者の要望が強い環境大学がおこなう授業料の減免に対し、県と連携して財政支援をおこない、対策強化をおこなうこと。

## Ⅲ. 産業振興と雇用確保

1. 平成 17 年 1 月からモデル事業として試行している小規模修繕等契約希望者登録制度の実績を検証し、改善すること。また、事業者の受注機会の拡大をすすめるため、対象となる「緊急性がなく」という条件は削除し、契約金額の引き上げをおこなうこと。学校、公民館、福祉施設など公共施設を管理する担当課に対して、積極的な制度の適用・推進を要請すること。

2. 誘致企業に多額の補助金を支出しているが、経営戦略によって非正規雇用が増大している。真に将来不安の解消、生活の安定と向上に役立つために、市が正規・非正規の雇用実態を調査すること。また、雇用安定のために必要な要請をおこない、企業の社会的責任を果たすようにもとめること。

3. 公契約条例（法）を制定すること。
4. 組織化が困難な小規模農家や品目横断的経営安定対策に参加できない農家に支援をおこなうこと。
5. 大きく原価割となっている生産者米価について、農家の再生産を保障するために、価格補償をするように国・県にもとめること。また、市独自でも緊急支援をすること。

#### IV. 安心できる住みよいまちづくり

1. 広域化計画による大型可燃物処分場の建設は中止すること。焼却施設は、住民へのリスク抑制と災害・事故による稼働停止に対応ができるように、複数設置すること。
2. 家庭ごみの有料化のもと、生ごみの減量とごみ全般のリサイクル対策をいっそう強化し、経費の削減をおこなうこと。また、町内会などゴミ袋の無料配布の枚数を増やし、生活保護世帯も対象とすること。

#### V. 同和行政と人権施策

1. 同和対策の基本となっている「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例」は廃止すること。また、同和地区指定をやめ、固定資産税の減免などの特別対策は中止し、速やかに一般対策に移行すること。
2. 人権教育・啓発は、民間運動団体から行政が主体性をもっておこなうこと。また、同和問題・差別問題に重点化せず、今日の社会問題化している多様な人権問題について取扱うこと。

#### VI. 住民が主人公の地方自治の確立

1. 市民サービスの向上と市民の声を市政に生かし、福祉・教育、介護、市民相談、地域振興などの職員体制を充実すること。
2. 市民の政治参加と民主主義を確保するために、中山間地などの投票所とポスター掲示場を増設すること。

3. まち・地域の崩壊と地方自治の後退となる道州制に反対すること。
4. 憲法改悪に反対し、第 9 条の平和理念、第 25 条の生存権保障、地方自治の確立など憲法 5 原則を厳守するようにもとめること。
  - ・世界平和都市宣言と非核都市宣言の趣旨を生かし、[被爆者・戦争体験の証言を聞く会]の開催など被爆・戦争体験の継承、総合支所の玄関に広告塔の設置、雁金山の平和塔の伝承など、市民との協働による非核平和の行政を強めること。

以上